

山形市告示第 6 2 号

計量法(平成 4 年法律第 5 1 号)第 1 9 条第 1 項の規定により、特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 4 月 6 日

山形市長 佐藤 孝 弘

1 市長が指定した場所で実施する検査

検査 区域	対象となる 特定計量器	実施日時	実施場所	実施主体となる 指定定期検査 機関の名称
市内西部全域 (JR 奥羽本線の西側の地域)	計量法施行令(平成 5 年政令第 3 2 9 号)第 1 0 条第 1 項に規定する非自動はかり、分銅及びおもり	4 月 17 日(月) 9:30 ~ 11:00	山形市千歳コミュニティセンター	一般社団法人山形県計量協会
		4 月 17 日(月) 13:00 ~ 14:30	山形市金井コミュニティセンター	
		4 月 18 日(火) 9:30 ~ 11:00	山形市村木沢コミュニティセンター	
		4 月 18 日(火) 13:00 ~ 14:30	山形市西山形コミュニティセンター	
		4 月 19 日(水) 9:30 ~ 11:00	山形市南沼原コミュニティセンター	
		4 月 19 日(水) 13:00 ~ 14:30	山形市南山形コミュニティセンター	
		4 月 20 日(木) 9:30 ~ 11:00	山形市飯塚コミュニティセンター	
		4 月 20 日(木) 13:00 ~ 14:30	山形市西部公民館	
		4 月 21 日(金) 9:30 ~ 11:30	山形市江南公民館	
		4 月 21 日(金) 13:00 ~ 15:00	山形市霞城公民館	
		4 月 24 日(月) 9:00 ~ 12:00	山形県計量協会	
		4 月 24 日(月) 13:00 ~ 15:00	山形県計量協会	
		4 月 25 日(火) 9:30 ~ 11:00	山形市出羽コミュニティセンター	
		4 月 25 日(火) 13:00 ~ 14:30	山形市大郷コミュニティセンター	
		5 月 11 日(木) 10:00 ~ 12:00	公設地方卸売市場	
		5 月 11 日(木) 13:00 ~ 14:30	公設地方卸売市場	

2 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により、特定計量器が所在する場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	実施期日	実施主体となる指定定期検査機関の名称
市内西部全域( JR 奥羽本線の西側の地域 )	計量法施行令第10条第1項に規定する非自動はかり、分銅、おもり及び皮革面積計	4月17日(月)から 12月15日(金)まで (指定定期検査機関が指定する日)	一般社団法人山形県計量協会